

聖地巡礼における遵守規則

— 『トリスタリーセートゥ』 172-203 の和訳と註解 —

宮 本 久 義

I. はじめに

インド中世のヒンドゥー教徒の聖地信仰が記述された *Tristhalīsetu* (『トリスタリーセートゥ』) は 16 世紀に北インドの聖地ヴァーラーナシーで活躍した哲学者 Nārāyaṇa Bhaṭṭa (ナーラーヤナ・バッタ、1514-1573) の手になる。筆者は以前この文献に関する論文を 2 本まとめたが (参考文献参照)、今回それらに関連する部分の和訳と註釈をまとめることとした。

ヒンドゥー教の聖地巡礼に関する文献は、主として 2 種類に分けられる。1 つはプレーナ聖典で扱われるもので、聖地の名称のあとに *māhātmya* (威光書) という言葉などを付して、その聖地の縁起や巡礼作法を説くものである。もう 1 つは、*dharmaśāstra* あるいは *dharmanibandha* と呼ばれる系統に属するもので、聖地名のリストとともに巡礼時にすべき儀礼 (出発時や帰宅時の規則、断食、齋戒、沐浴、祖先供養、水の献供など) の規則が説かれる。この系統には、Lakṣmīdhara 作 *Kṛtyakalpataru* 所収の *Tīrthavivecanakhāṇḍa* (12 世紀)、Vācaspati Miśra 作 *Tīrthacintāmaṇi* (15 世紀)、Nārāyaṇa Bhaṭṭa 作 *Tristhalīsetu* (16 世紀)、Mitra Miśra 作 *Vīramitrodāya* 所収の *Tīrthaprakāśa* (17 世紀) などがある。それらのなかで最も重要な文献と考えられているのが *Tristhalīsetu* で、それ以降の聖地関連文献にも多大な影響を与えている。

Tristhalīsetu は、「三聖地に架ける橋」というほどの意味で、「総論」(*Sāmānya-praghaṭṭaka*)ⁱ に続き、北インドの 3 つの重要な聖地を論じる「カーシー (ヴァーラーナシー) 章」(*Kāśī-prakaraṇa*)、「プラヤーガ (プラヤーグラージ) 章」(*Prayāga-prakaraṇa*)、「ガヤー章」(*Gayā-prakaraṇa*) の全 4 章から構成されている。総論の部分は、1908 年に Vāpu Ācārya と Bhāvu Ācārya の編で出版されているが、1985 年に Richard Salomon が 8 本の写本をもとに新たに校訂し、英訳を付して出版した。

Salomon の序文によれば、Nārāyaṇa Bhaṭṭa は、両親が南インドの聖地ラーメーシュヴァラムから西端の聖地ドヴァールカーへの聖地巡礼をしている途中、1514 年に生まれたとされる。彼は Viśvāmītra あるいは Gādhi を祖とする *gotra* に属し、『リグ・ヴェーダ』を伝承する家系で、出自は *dakṣiṇī-panḍita* (南の学僧 = マハーラーシュトラ出身) であるが、

幼いころに父に連れられてヴァーラーナシーに来てから、ここに居をかまえたと思われる【Salomon : 1985, xxiv-xxvii】。彼の家系は代々プールヴァ・ミーマーンサー学派の学統に連なり、同学派の教典に対する註釈書や、ミーマーンサーの豊富な知識を援用した聖地関連の書物を残している。*Tristhalīsetu* (16世紀半ば)のほか、次の2作が有名である。*Antyeṣṭipaddhati*、別名 *Aurdhvadaihipaddhati* は、葬送儀礼について説かれた書、*Prayogasetu* あるいは *Prayogaratna* と呼ばれる書は、*Āśvalāyana-gṛhyasūtra* に基づいて、受胎から婚礼までの Samskāra (通過儀礼) を解説したものである【Upādhyāya : 1983, 32-35】。

筆者は、2012年に *Tristhalīsetu* の総論のなかから、11) 聖地巡礼の規則 (*tīrthagamanavidhi*) を試読し、Nārāyaṇa Bhaṭṭa がどのように聖地巡礼に関する様々な説に反駁を加え、自説を開陳するかを見てみた。また、2013年には19) 聖地における祖先供養 (*tīrthaśrāddha*) を精査し、巡礼と祖先祭祀が緊密に結びついていること、また禁則が詳しく論じられていることを検証した。今回取り上げる12)「聖地巡礼での遵守規則」は、聖地巡礼中に遵守すべき諸規則、とくに巡礼中に死んだ場合や、誓願を立てて目的地に向かったが到着せずに帰宅した場合など、当事者がどのように対処しなければならないかが、論じられている。これらの論述を研究することにより中世インドにおけるヒन्दゥー教徒の生き方・考え方の解明に少しでも材料を提供できればと願っている。

II. 「聖地巡礼における遵守規則」 (*tīrthayātrāyām niyamāḥ*) の和訳と註解

【p. 48】

atha tīrthayātrāyām niyamāḥ.

これより聖地巡礼における遵守規則〔を説く〕。

bhārata –

『〔マハー〕バーラタ』において、

172. kāmam krodhañ ca lobhañ ca yo jitvā tīrtham aviśet,

na tena kiñcid aprāpyam tīrthābhigamanād bhavet.

Mahābhārata. 13. 26. 60 (=655)ⁱⁱ

tīrthāni ca yathoktena vidhinā sañcaranti ye,

sarvadvandvasahā dhīrās te narāḥ svargagāmināḥ.

Kāśīkhaṇḍa. 6. 55ⁱⁱⁱ

性愛と憤怒と貪欲に打ち勝って、聖地に入ったならば、

その人によって、〔その〕聖地に行くことから得られぬものは何もないであろう。
そのように説かれた規則によって、聖地に向かう者たちは、あらゆる両極に耐え、毅然として天界に向かう。

(1) dvandvāni śītātapādīni tatsahiṣṇavaḥ.

両極とは寒暑などのことで、それらに耐えられる〔ということ〕。

śāṅkhapulastyau –

『シャンカ〔・スムリティ』』と『プラスティヤ〔・スムリティ』』において、

173. yasya hastau ca pāḍau ca manaś caiva susaṃyatam,

vidyā tapaś ca kīrtiś ca sa tīrthaphalam aśnute.

Śāṅkhasmṛti. 8. 15

pratigrahād upāvṛttaḥ santuṣṭo yena kena cit,

ahaṅkāravimuktaś ca sa tīrthaphalam aśnute.

akalkako nirārambho laghvāhāro jītenḍriyaḥ,

vimuktaḥ sarvasaṅgair yaḥ sa tīrthaphalam aśnute.

akrodhanaś ca rājendra satyaśīlo dṛḍhavrataḥ,

ātmopamaś ca bhūteṣu sa tīrthaphalam aśnute.

Pulastyasmṛti. 19. 8-10

両手足と心（マナス）がよく制御され、知識と苦行（禁欲）と名声をも持つ者は、聖地の果報（功德）を得る。

〔贈与を〕受け取らず、何であれ満足し、自己意識（アハンカーラ）に捉われない者は、聖地の果報（功德）を得る。

偽証せず、活動せず^{iv}、小食をとり、感官を制御し、あらゆる執着から離れている者は、聖地の果報（功德）を得る。

怒らず、正しく振る舞い、誓戒（ヴラタ）を堅固に守り、〔あらゆる〕生類を自分のように思う者は、おお王中の王よ、聖地の果報（功德）を得る。

(1) hastasamyamaḥ paratāḍanaparasvagrahaṇanivṛtṭyā. (2) pāḍasamyamaḥ

pāḍatāḍanāgamyadeśagamananivṛtṭyā. (3) manaḥsamyamaḥ.

〈手の制御〉とは、他人を叩いたり、他人の物を取ったりしないことによる。〈足の制御〉とは足で蹴ったり、行くべきでないところに行ったりしないことによる。〈心の制御〉とは、

174. paradravyeṣv abhidhyānaṃ manasāniṣṭacintanam,**vitathābhiniveśaś ca mānaṣaṃ trividhaṃ smṛtam.**

他人の所有物をほしがること、心で望まれないものを考えること、そして誤ったことに〔心を〕傾けること、〔これらが〕三種の心の在り方であるといわれる。

【p. 49】

iti trividhapāpanivṛttiḥ.

以上の三種の〔心の〕悪を停止すること〔が心の制御〕である。

(1) 'vidyā' tīrthamahimajñānam.

〈知識〉とは聖地の偉大さを認識することである。

yat tu –

しかし、

175. vidyā sacchāstra^v jñānam

「知識は正しい教典の認識である。」

(1) iti smṛtidarpaṇe, tan na, prakṛtyānupayogāt. (2) 'tapaḥ' upavāsaikabhaktādi.

(3) 'kīrtiḥ' saccharitatayā prasiddhis tenābhiśastatā parākriyate.

(4) pratigrahavyāvṛttir yātropakram ānantaram. (5) yat tu vacanaṃ –

と『スメリティ・ダルパナ』において言われるが、それは違う。実在するものに適用できないからである。〈苦行〉とは、断食や一日一食などである。〈名声〉とは、良き振る舞いによって有名になること、〔ただし〕非難されることは除かれる。〔特権・金銭などの〕受領を避け、すぐに巡礼に踏み出すこと。以下のような言葉〔が言われている〕、

176. tāvad asya vṛthā tīrthaṃ yāvad taddhanam aśnuta.

そのような財産を享受している限り、その者に聖地は無益（無意味）である。

iti, (1) "tad yasmimś tīrthayātrāprayoge pratigrahaḥ kṛtaḥ tatprayogasya viphalatā,

(2) pratigrahanivṛttirūpāṅgābhāvān na prayogāntarasyety etat param" iti kaścit.

(3) "yātrārambhāt prāg api duḥpratigrahārjitadhanaviṣayam" iti tu yuktam.

(4) iyañ ca pratigrahanivṛttiḥ pratigraham anantarā nirvahac charāradhāraṇakartṛviṣayā.

(5) yatibrahmacāryādīnām tu bhikṣāvāstrādīpratigraham antarā śarāradhāraṇāsambhavān na

tadviṣayā. (6) teṣāṃ saṃgrahasya niṣedhāt tatpratigrahaṃ vinā yātrāyā anirvāhād āvaśyaktvāt tasya. (7) 'yena kenacit santuṣṭaḥ' miṣṭabhakṣyādāv alolupaḥ. (8) 'akalkakaḥ' nirdambhaḥ.

(9) 'virāmbhaḥ' kriya-vikriyārthārjanādivyāpāraśūnyaḥ. (10) 'laghvāhāro' 'bahubhuk.

(11) 'jitendriyaḥ' ekādaśendriyāṇāṃ svaṣiyāsaktiśūnyaḥ. (12) avihitāsaktiḥ saṅgas tacchūnyaḥ.

(13) 'dṛḍhavrataḥ' aṅgīkṛtopavāsādivrataḥsatirahitaḥ. (14) nirvāhyam eva tīrthayātrāyāṃ vratam grāhyam iti bhāvaḥ. (15) sarvabhūtahite rataḥ 'ātmopamo bhūteṣu.'

と、[すなわち]『聖地巡礼を實踐しているときに受領がなされれば、その實踐（巡礼）は果を結ばない。〔しかし〕〔聖地巡礼を〕實踐する前の者が受領を避けることが含まれていないのであるから、〔巡礼は結果を結ばないことは〕ない、〔それゆえ〕それは除外される』、とある者は〔考える〕。『巡礼を始める前であっても、悪い受領で得た財産が対象〔となる〕』というのも理にかなっている。そして、この受領を避けることは、受領せずに身体を維持するために費やされることが対象となっている。しかし、苦行者や梵行者などにとっては、そ（受領を避けること）の対象にはならない。乞食や衣類などの受領なしに、身体を維持することは不可能であるがゆえに。彼らには蓄財は禁止されているがゆえに。それを受領することなしには、巡礼を遂行できないので、それ（受領）は必須であるから。〈何にでも満足すること〉とは、甘いお菓子などに対して欲がないことである。〈騙されないこと〉とは、欺瞞から離れていることである。〈無活動〉とは、購入、売却、所有などの活動がないことである。〈小食〉とは、多く食さないことである。〈感官の制御〉とは、十一〔種〕の感官にとって対象に執着することがないことである。〔それは〕益にならないことへの執着であり接触なので、それのないことである。〈堅固に〉とは、自分で始めた断食などの誓戒を破ることのないように、ということである。始められた聖地巡礼において誓戒は守られるべきである、ということが意趣されている。〈生類に対しては、自分と較べて〉とは、あらゆる生類のために喜ぶことである。

tathā –

同様に、一

177. aśraddadhānaḥ pāpātmā nāstiko 'chinnasamśayaḥ,

hetuniṣṭhaś ca pañcaite na tīrthaphalabhāgīnaḥ.

Kāśīkhaṇḍa. 6. 54

信心なき者、心悪しき者、異端者（ナースティカ）、疑惑を断ち切れない者、そして理由にこだわる者（懷疑論者）、これらの五者は聖地の果報を享受できない。

(1) ‘pāpātmā’ bahupāpavān. (2) tasya hi pāpakṣaya eva yātrayā, na tu tīrthaphalaṃ svargādi.
〈心悪しき者〉とは、多くの悪を持つ者である。彼の悪が消滅するのは巡礼によってのみであるが、天界などの聖地〔巡礼〕の果報は得られない。

**178. nṛṇām pāpakṛtām tīrtham pāpaprāśamanam bhavet,
yathoktaphaladam tīrtham bhavec chuddhātmanām nṛṇām.**

Kāśikhaṇḍa. 6. 103, 127

悪を犯した者にとっては、聖地は悪の償いとなろう。魂が浄化された者にとっては聖地は上述した果報を与えるもの〔となろう〕。

【p. 50】

iti kāśikhaṇḍokteḥ.

と、『カーシーカンダ』に説かれているがゆえに。

**179. “yasya dharmadhvajo nityam surādhvajo ivocchritaḥ,
pracchannāni ca pāpāni baiḍālaṃ nāma tadvratam.**

Manusmṛti. 4. 195

「常にダルマ（正しい行為）の旗印が酒屋の旗印のように掲げられていて、さらに悪が隠されている場合、その者の誓戒は猫のようである。^{vi}

(1) iti manūkto baiḍālavratikaḥ pāpātme” ti kaścit. (2) ‘nāstikaḥ’ pākhaṇḍaḥ.

(3) ‘achinnasaṃśayaḥ’ sarvatra niścayarahitaḥ. (4) phalopāyetikartavyārtha-niścayaśūnya ity anye,

と『マス〔法典〕』に説かれた猫のように振る舞う者が心悪しき者である。」とある者は〔考える〕。〈ナースティカ〉とは異端者である。〈疑惑を断ち切れない者〉とは、あらゆる場合において決定ができない者である。他の者は、果報、手段、義務、目的に関して決定なき者（こと）、と言う。

180. nāyam loko ’sti na paro na sukham saṃśayātmanaḥ^{vii}.

Mahābhārata. 6. 27. 40cd (=Bhagavadgītā. 4. 40cd)

疑惑を持つ者にはこの世もなければあの世も幸福もない。^{viii}

iti gītakteḥ

と、『[バガヴァッド・] ギター』に説かれているがゆえに。

(1) 'hetuniṣṭho' haitukaḥ, kuhetubhir dharmasāstrārthopaplāvakaḥ.

〈理由にこだわる者〉とは懐疑論者で、誤った理由で「ダルマ・シャーストラ」の意味を攻撃する者である。

prabhāsakhaṇḍe ---

『ブラバーサカンダ』^{ix}において、

181. yenaikādaśasaṃkhyāni niyatānīndriyāṇi vai,

sa tīrthaphalam āpnoti naro 'nyaḥ pāpabhāg bhavet.

Prabhāsakhaṇḍa. 1. 28. 72

十一を数える感官を制御する者は、聖地の果報を得るが、その他の者は悪を享受する者となろう。

(1) atra brahmacaryarūpa indriyaniyamaḥ ṛtukālam vinā,

ここで、禁欲としての感官の制御は、妊娠に適する時期には適用されない。^x

182. tīrthāni gacchatā nityam anṛtau brahmacāriṇe.

妊娠に適する時期以外に禁欲を行い、常に諸々の聖地に赴くことによって、

ti smṛteḥ.

と、『スムリティ』に説かれるがゆえに。

tathā ---

同様に、—

183. cittam antargataṃ duṣṭaṃ tīrthasnānair na śudhyati,

śataśo jaladhautam tu surābhāṇḍam ivāśuci.

Brahmapurāṇa. (V) 23. 4 (=69)

心中の穢れは聖地で沐浴することでは浄化されない。酒瓶を水で百回洗っても汚れたままであるように。

brahmapurāṇe ---

『ブラフマ・プラーナ』において、—

184. sarveṇa gāṅgena jalena saṃyañ nityāpluto yo 'py atha bhāvaduṣṭaḥ,
ājanmanaḥ snānaparo 'pi nityaṃ na śudhyatīty eva vyaṃ vadāmaḥ.

【p.51】

gaṅgādītīrtheṣu vasanti matsyā devālaye pakṣisaṃghāś ca rājan,
bhāvōjjñītās te na phalaṃ labhante tīrthāc ca devāyatanāc ca tasmāt.
bhāvaṃ tato hṛtkamale nidhāya tīrthāni seveta samāhitātmā.

すべてのガンジス川の水を使って常に沐浴をしても感情（情愛）は汚れたままである。
生まれた時から多くの沐浴をしても、浄化されない、と、まさに我々は説く。

ガンジス川などの聖地に住む魚たちや、神々の座（寺院）に集う鳥たちは、王よ、彼らは感情（情愛）を持たないので、聖地から、あるいは神々の場から果報を得られない。
それゆえ、感情（情愛）を心の蓮華の中に置き、心を専一にして聖地に詣でるべきである。

anyatrāpi ---

ほかのところでも、—

185. mantre tīrthe dvije deve daivajñe bheṣaje gurau,
yādṛśī bhāvanā yasya siddhir bhavati tādṛśī.

Skandapurāṇa. Revākhaṇḍa.^{xi} 227. 20

真言、聖地、再生族、神、予言者、医者、師に情愛を注げば、それだけの成就がある。

(1) “tena bhaktibhāvau manasi nidhāya tīrthaṃ kuryād” iti bhāvah.

(2) ete ca hastasaṃyamādayo niyamās tīrthayātrā tīrthasnanādisakalakarmāṅgabhūtāḥ
'sa tīrthaphalam aśnuta' iti sāmānyokteḥ.

〔ここでは〕「心に信愛（バクティ）と情愛を置いて、聖地〔巡礼〕を行うべし」ということが意趣されている。そして、これらの手の制御などの規則は、聖地巡礼や聖地での沐浴などのすべての行為に含まれる。なぜなら、「彼は聖地の果報を得る」（第173偈）という〔句〕に総合的に説かれているから。

kūmapurāṇa ---^{xii}

『クールマ・プラーナ』において、—

186. *tīrthayātrāṃ prakurvanti dambhena kapaṭena ca,*

tīrthe mṛtā na sidhyati te narā varavarṇini.

美しい容色を持つ人よ、欺瞞や虚偽とともに聖地巡礼を遂行する者たちは、聖地において死して、〔目的を〕成就しない。

bhārate ---

『〔マハー〕 パーラタ』において、—

187. *bhāvitaḥ karaṇaiḥ pūrvam āstikyāc chrutidarśanāt,*

prāpyante tāni tīrthāni sadbhiḥ śiṣṭārthadarśibhiḥ.

Mahābhārata. 3. 83. 91

これらの聖地は、信心深く、ヴェーダを学ぶことによって、以前から感覚器官が浄められた高潔な目的を目指す正しき者によって到達される。

tathā ---

同様に、—

188. *saṃprasthitas tīrthayātrāṃ brāhmaṇān avamanyate,*

nāsau pratinvarteta tadantaṃ tasya jīvitam.

ブラーフマナ（バラモン）たちを敬わない者が聖地巡礼に赴くと、その者は再び戻ってくることはない。彼の命（人生）はそこが終わり〔であるから〕。

tathā ---

同様に、—

189. *tīrthe gacchan caret sandhyās tisra ekatra mānavaḥ,*

nāsnāto nāścir gacchen na bhuktvā na ca sūtakī.

聖地に行く者は一か所で三回のサンディヤーの儀式^{xiii}を行うべきである。沐浴をせず、不浄のまま、食事を摂ったあとで、また出産に由来する不浄を持つ者^{xiv}は行くべきではない。

(1) 'tisraḥ sandhyā ekatra caret' ity anena rātrau kṛtamādhyāhnikena prātaś cākṛtanityakriyeṇa

na calitavyam ity uktaṃ bhavati. (2) 'nāsnāta' iti śakṭaḥ san snātvaiva gacched ity arthaḥ.

(3) 'aśucir' mūtraṃ purīṣaṃ vā kṛtvā 'kṛtaśaucaḥ. (4) caṇḍālodakyādisparśe snānācamaṇādinimite saty akṛtasnānācamaṇādīś ca

〈一か所で三回のサンディヤーの儀式を行うべきである〉とは、昼間の儀式を済ませた者が夜間に、また毎日常に行うべき儀礼を済ませていない者が朝に、行ってはならないということが説かれている。〈沐浴をしていない者は、否〉とは、できたら沐浴してから行くべきである、という意味である。〈不浄な者〉とは大便や小便をしたあとに浄化作法をしていない者である。あるいは、チャンダラ（不可触民）や生理中の女性などに触れたときや、沐浴や口漱ぎなどしなくてはならない儀礼において、沐浴や口漱ぎなどを行わない者である。

yat tu śaṭṭriṃśanmate ---

しかし、『シャットトリンシャットマタ』においては、—

190. devayātrāvivāheṣu yajñeṣu prakṛteṣu ca,

utsaveṣu ca sarveṣu spr̥ṣṭāspr̥ṣṭir na duṣyati.

神々の行幸や婚礼の間、供儀が行われている間、あるいはあらゆる祭礼の間に、他人に触れた者は不浄にはならない。

ti, brhaspatiś ca ---

と。また、『ブリハスパティ』は、—

191. tīrthe vivāhe yātrāyāṃ saṅgrāme deśavīplave,

nagaragrāmadāhe ca spr̥ṣṭāspr̥ṣṭir na duṣyati --. ti,

Br̥haspati. (saṃ) 27

聖地や、婚礼や、巡礼や、戦闘や、国（地方）の災害や、また都や村の火災において、他人に触れた者は不浄にはならない。

192. etad yatrāham anena spr̥ṣṭa itī pratyakṣajñānaṃ nāsti tadviṣayaṃ,

tanmātrāpavāde vacanacāritārthyād

Madanapārijāta. p. 261

「私はあの人に触れられた」という直接の認識がなくとも、その対象になる。なぜなら〔この規則は〕それだけの例外があっても、言葉の有効性が維持されるからである。

iti madanapārijātakāraḥ.

と、『マダナパーリジャータ』の作者が〔説いている〕。

(1) anye tu “anivāryasparśe devapūjyātrādimātrakāryaviṣaye doṣābhāvaḥ,
bhojanādaу tu snānavyatiṛeṇa naiva śuddhate” ty āhuḥ. (2) ‘na ca sūtakī’ ti nāśaucavān ity
arthaḥ. yat tu ---,

しかし一部の人びとは、「神々への礼拝や巡礼などのみの行為の対象における避けられない接触のときには過誤はないが、食事などにおいては沐浴しなければ浄化されない、と説く。〈出産に由来する不浄を持つ者は〔行くべきでは〕ない〉とは、汚れた状態を持つ者はだめという意味である。さらに、—

193. prārabdhe sūtakaṃ nāstī ---

〔儀礼が〕開始されたら、出産に由来する不浄はない。

ti, (1) tatparigaṇitavratādimātraviṣayaṃ,

と。〔それは〕数え上げられた（限定された）誓戒などの対象のみに〔適用される〕。

194. vratayajñavivāheṣu śrāddhe home ’rcane jape,

prārabdhe sūtakaṃ na syād anārabdhe tu sūtakaṃ.

誓戒、供儀、婚礼や、祖先祭祀、護摩、礼拝、称名が開始されたら、スータカ（出産に由来する不浄）はないが、開始前ならスータカはある。

iti viṣṇusmaraṇāt. (1) anyathā pūrvārdhavaiyyarthiyāpatteḥ. ata eva

と、『ヴィシュヌスマラナ（=スメリティ）』によるがゆえに。(1) そうでなければ、〔第193偈の〕最初の半分が無意味になってしまうがゆえに。同様に、

195. prārambho varaṇaṃ yajñe saṅkalpo vratasattrayoḥ,

nāndī mukhaṃ vivāhādaу śrāddhe pākaparikriye ---.

laghvāśvalāyanasmṛti 15. 74

開始とは、供儀における参加者の人選、誓戒（ヴラタ）やサットラ祭における誓願（サンカルパ）、婚礼などにおけるナンディームカ礼拝、祖先祭祀（シュラーツダ）^{xv}における食事の用意である。

(1) ti tāvan mātraviṣaya evārambho viṣṇunokto 'gnim avākye. (2) anye tu “yatra nairantaryeṇānuṣṭhānaṃ bodhitam māsopavāsādau tadviṣayam idaṃ bhavatu. (3) na ca tīrthayātrāyāṃ nairantaryeṇānuṣṭhānaṃ bodhyate. (4) tasmāt prārabdhe sūtakābhāvo naitad viṣayaḥ. (5) ata eva sahasrabhojanādau sūtakam bhavaty eve” ty āhuḥ. (6) ubhayathāpi yātrāmādhye sūtake sati āśaucakālam tatraiva parikalayya śuddhau satyāṃ gacched iti siddham. yat tu ---

〔これらの儀礼などの〕対象のみにおける開始に関して『ビシュヌ〔・スマラナ〕』によって説かれていて、アグニ（火）は述べられていない^{xvi}。

(2) 一方、他の者たちは、「一か月間の断食などにおける中断されない〔儀礼の〕執行が定められている場合に、それがその対象である。(3) しかし、聖地巡礼においては中断されない〔儀礼の〕執行は定められていない。(4) それゆえ、開始された場合にはスータカとはならない、というそれ（規則）は対象とはならない（巡礼には適用されない）。(5) というわけで、千の食事（千人のブラーフマナへの食事の布施）などにおいてはまさにスータカが生じるのである。」と説く。両方の場合において（193. 1 以下、あるいは 195. 2 以下）、巡礼の間にスータカが生じる場合、汚れた期間であるので、浄化されるまでその場所に留まり、浄化されてから進むべし、と決められている。

196. vivāhadurgayajñeṣu yātrāyāṃ tīrthakarmanī,

na tatra sūtakam tadvat karmayajñādi kārayed.

(=315, 385)

婚礼や近付き難い場所での供儀、巡礼中や、聖地における儀礼においては、スータカはない。それゆえ儀礼や供儀などを行うべし。

(1) iti paiṭhīnasivacanaṃ tanmārgavaiṣamyādīnā gatyantarābhāve sati tīrthayātrāyāṃ āśaucaṃ nāśīty evaṃ param. (2) anayaiva diśā rajasvalā strī tatraiva catvāri dināny ativāhya pañcame 'hani vrajet,

という〔聖仙〕パイティーナスイの言葉がある。すなわち、険しい道などによって他の方法がない場合は、聖地巡礼において汚れはない^{xvii}。まさに同様に、生理中の女性が同じ場所で四日間過ごしたあと、五日目に〔ほかの場所に〕行く（行ける）ように。

197. daivakarmanī pitrye ca pañcame 'hani śudhyatī ---.

神格に対する儀式や祖先にたいする〔儀礼〕において、五日目には浄化される。

ti vacanāt.

という言葉があるがゆえに。

(1) yātrāyāś ca daivakarmatvāt.

(2) evaṃ niyamena gacchato yady antarā tīrthāntaram āpatati tadā tatra snānaśrāddhādy avaśyaṃ kāryaṃ ‘ardhaṃ tīrthaphalaṃ tasya yaḥ prasaṅgena gacchatī ’ti [107] pūrvam evoktatvāt.

(3) tīrthaprāptirūpanimitte sati naimittikasnānādy akarāṇe pratyavāyaprasaṅgāc ca.

(4) “upavāsakṣaure tūddeśyatiīrtha eve” ti kecit. (5) evaṃ tīrthayātrāyai calito yadi daivāt parāvātate tadā viśeṣo garuḍapurāṇe ---

また、巡礼とは神への儀式であるがゆえに。このように規則正しく進む者がもし間違つて他の聖地にたどり着いたら、その時にはそこで沐浴や祖先祭祀などが必ず行われるべきである。「偶然行った者には、聖地の功德の半分〔が得られる〕」とまさに先述されている(107偈)^{xviii}がゆえに。さらに、聖地に到達したという特別な理由があるときに、沐浴などの特別な儀式を行わない場合は、規則に反することになってしまうがゆえに。しかし、ある者は、「断食と剃髪は目的とする聖地のみにおいて〔行うべきである〕」と説く。〔規則に反する場合ということで〕同様に、聖地巡礼に出発した者が、〔目的地に着かずに〕凶らずも帰還した場合について、『ガルダ・プラーナ』に特別な〔規則〕がある。

198. tīrthaṃ calitvā yaḥ ko ’pi punar āyāti vai gṛhe,

anujñātaḥ śubhair vipraiḥ prāyaścittaṃ samācaret.

Garuḍapurāṇa. 2. 26. 22

誰でも聖地に出発して〔目的地に着かずに〕再び家に戻った者は、吉祥なるプラーフマナたちの同意を得て、罪の除去(プラーヤシュチッタ)^{xix}〔の儀礼〕を行うべし。

(1) saṅkalpabādhānimittaṃ prāyaścittaṃ brāhmaṇānujñayā grāhyam ity arthaḥ.

(2) yadā tu tīrthaṃ prati calitas tīrtham aprāpyaiva mṛtas tatra viśeṣo garuḍapurāṇe ---

誓願を破ることに起因する罪^{xx}の除去〔の儀礼〕をプラーフマナの同意を得て行うべきである、という意味である。しかるに、聖地に向けて出発したが到達せず亡くなった場合には、『ガルダ・プラーナ』に特別な〔規則〕がある。

199. yas tīrthasammukho bhūtvā vrajann anaśane kṛte,

cen mriyed antarāle tu r̥ṣiṇām maṇḍalaṃ vrajet.

Garuḍapurāṇa. 2. 26. 14

聖地に向けて進んでいるとき、〔あるいは〕断食をしているときに、もしその最中に亡くなったならば、聖仙たちのマンダラに赴く。

(1) ‘anaśane’ māśopavāsādirūpopavāsavrate ca kṛta iti cakāro ‘dhyāhāryaḥ.

[p. 54]

(3) vidhasyāpy antarāle mrtasya ṛṣilokaprāptir bhavatīty arthaḥ. (3) yadā tu pāścātyānām gayāyātrāyām pauraśtānān ca kāśyādīyātrāyām mārgē karmanāśā nāma nadī patati tadā tajjalasparśo yathā na bhavati tathā kenacid upāyena saṃtaraṇaṃ kāryam^{xxi},

「断食〔をしているとき〕に」とは、あるいは一か月間にわたる断食などの断食のヴラタにおいても、というように、「ca (あるいは)」を補うべきである。〔<聖仙たちのマンダラに赴く>とは〕〔聖地に〕向かっている最中に亡くなった者は聖仙の世界に到達する、という意味である。西方に住む者がガヤーへの巡礼をしている間に、あるいは東方に住む者がカーシーなどへの巡礼をしている間に、道中でカルマナーシャーという名の川^{xxii}に行き当たったとき、その水に触れないようにして、何らかの方法で渡河すべきである。

200. karmanāśājālasparśāt karatoyāvilaṅghanāt,

gaṇḍakībāhutarāṇāt punaḥ saṃskāram arhatī ---.

tī vacanāt.

カルマナーシャー〔川〕の水に触れることにより、〔あるいは〕カラトヤー〔川〕を渡ることにより、〔あるいは〕ガンダキーバーフ〔川〕渡ることにより、〔人は〕再度浄化儀礼を行う〔べし〕、という言葉があるがゆえに。

(1) prācyās tu “ ‘karatoyājālasparśāt karmanāśāvilaṅghanād’ – iti pāṭhaṃ paṭhitvā gaṅgāsaṃgamamārgēṇa naukayā taduttaramārgēṇa vā gantavyam” ity āhuḥ.

(2) tan na, karmanāśājālasparśasyāpi tair aniṣṭatvāṅgīkārāt tajjalasparśa-niṣedhakasyāśrutasyāpi vacanāntarasya kalpanāpātāt.

しかし、西部に住む者たちは、「『カラトヤーの水に触れることにより、カルマナーシャーを渡ることにより』という読みを採用するので、ガンガー（ガンジス）川との合流点の道を通るか、あるいは船でその北の道を通るかして行くべきである」、と説く。しかしそれは正しくない。なぜなら、カルマナーシャーの水に触れることは彼ら

にとって望ましくないがゆえに、その水に触れることを禁ずる他の文句が、〔実際には〕聞かれていない（見つかっていない）が、仮定されるべきであるから^{xxiii}。

**201. karatoyāṃ kuraṅgañ ca trirātropoṣito naraḥ,
aśvamedham avāpnoti vigāhya prayataḥ śucir --- .**

Mahābhārata. 13. 26. 11

iti bhārate dānadharmeṣu,

カラトローヤーとクランガで三夜断食し、沐浴して浄められた者は、アシュヴァメダ^{xxiv}〔儀礼で得られるのと同様の果報〕を得る、と、『マハーバーラタ』のダーナダルマの章に〔説かれている〕。

**202. karatoyāṃ samāsādyā trirātropoṣito naraḥ,
aśvamedham avāpnoti svargalokañ ca gacchati --- .**

Mahābhārata. 3. 83. 3

---ti āraṇyakaparvaṇi ca karatoyāsnānaśravaṇavirodhāc ca,

カラトローヤーに着いて三夜断食した者は、アシュヴァメダ〔儀礼で得られるのと同様の果報〕を得て、さらに天界に赴く。

と、〔『マハーバーラタ』の〕アーラニヤカの巻にも〔説かれており〕、カラトローヤーにおける沐浴の伝承と反しているがゆえに。

**203. karatoye sadānīre saricchreṣṭhe 'tiviśrute,
āplāvayasi pāpānāṃ pāpaṃ harakarodbhave.**

ああ、カラトローヤーよ、サダーニーラーよ、最高の川よ、よく知られたものよ、ハラ（シヴァ神）の手から生まれしものよ、汝は悪人たちの悪を洗い流す。

(1) iti smṛtidarpaṇodāhṛtakaratoyāsnānamantravirodhāc ca. (2) tasmād asmayukta eva pāṭhaḥ.
(3) evam anye 'pi śiṣṭācāraprāptā yātrādharmā jñeyāḥ.

と、『スメリティ・ダルパナ』に説かれたカラトローヤーの沐浴のためのマントラと異なるがゆえに。それゆえ、我々の読みのみが正しい。このように、巡礼でのダルマ（遵守すべき準則）の他のものも、礼儀をわきまえた人々から伝わったものとして知られるべきである。

iti yātrānīyamāḥ.

以上、巡礼における遵守規則〔終わり〕。

《テキスト》

Salomon, Richard (critically edited and translated), 1985, *The Bridge to the Three Holy Cities: The Sāmānya-praghaṭṭaka of Nārāyaṇa Bhaṭṭa's Tristhalīsetu*. Delhi: Motilal Banarsidass.

《参考文献》

Rocher, L., 1986, *The Purāṇas*, (A History of Indian Literature, Vol. II, Fasc. 3) Wiesbaden: Otto Harrassowitz.

Upādhyāya, Baladeva, 1983, *Kāśī kī Pāṇḍitya Paramparā: Kāśīstha Saṃskṛta vidvāṇoḥ ke Jīvanacarita evaṃ Sāhityika avadhānoḥ kī prāmāṇika vivaraṇa [1200-1950 A. D.]*. Vārāṇasī: Viśvavidyālaya Prakāśana.

井狩弥介・渡瀬信之訳注、2002、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』（東洋文庫）平凡社

上村勝彦訳、1992、『バガヴァッド・ギーター』岩波文庫

橋本泰元、宮本久義、山下博司、2005、『ヒンドゥー教の事典』東京堂出版

宮本久義、2003、『ヒンドゥー聖地 思索の旅』山川出版社

宮本久義、2012、「『トリスタリーセートゥ』における聖地巡礼の規則」『東洋学論叢』第37号（『東洋大学文学部紀要』第65集、インド哲学科篇）

宮本久義、2013、「聖地における祖先供養—『トリスタリーセートゥ』368-405の和訳と註解」『東洋学論叢』第38号（『東洋大学文学部紀要』第66集、インド哲学科篇）

虫賀幹華、2014、「『祖霊』とは誰か—古代インドにおける祖先祭祀の対象とその変遷—」『南アジア研究』第26号

渡瀬信之（訳）、1991、『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』（中公文庫）中央公論社

渡瀬信之（訳注）、2013、『マヌ法典』（東洋文庫）平凡社

ⁱ 総論は以下の28の部分から成る。

1) 帰敬偈、2) 人生の目的の称賛、3) 聖地の一般的な称賛、4) 聖地の特徴、5) 二次的な聖地、6) 聖地巡礼を行える資格者、7) 聖地の果報の相違の理由、8) 特定の乗り物を利用した場合の果報の相違、9) 贖罪を目的とする巡礼の果報の相違、10) 巡礼の吉祥の時間、11) 聖地行の規則、12) 聖地巡礼での遵守規則、13) 聖地到着日の義務、14) 聖地における断食、15) 聖地における剃髪、16) 聖地における沐浴、17) 水の献供、18) 川の不浄、19) 聖地における祖先供養、20) 聖地における祖先供養での禁則、21) 祖先供養に関する議論、22) 他の祖先供養との統合に関する確定、23) 祖先供養の施主の資格、24) 資格の例外、25) 祖先供養における果報受領の確定、26) 聖地における散骨の規則、27) 「聖地における散骨の」方法、28) 「聖地における散骨の」方法の手順、29) 聖地に関する種々の遵守規則。

ⁱⁱ (=655) は、テキスト後半の第655偈に再度引用されていることを示す。第172偈とはことばと意味が微妙に異なっている。第655偈はブーナ批判版の文と同じである。

kāmaṃ krodhaṃ ca lobhaṃ ca yo jītvā tīrtham āvaset,
na tena kiñcin na prāptam tīrthābhigamanād bhavet. (13. 26. 60)

性愛と憤怒と貪欲に打ち勝って、聖地に住むならば、
その人によって、〔その〕聖地に行くことから得られぬものは何もないであろう。

ⁱⁱⁱ Kāśīkhaṇḍa は、*Skandapurāna* 第4巻。インド北部のヒンドゥー教聖地カーシー（別名ヴァーラーナシー、バナラース、ベナレス）に関する最も詳細な縁起、紹介がなされている。Rocher, L. *The Purāṇas*, (A History of Indian Literature, Vol. II, Fasc. 3) Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1986, pp. 232-233. 参照。

^{iv} 「活動せず」(nirārambha) の Salomon の英訳は、'not undertaking business' (p. 252) であるが、人を傷つけるようなことを避ける意味での無活動のこと。

^v Salomon は 'sacchāstra' を three sacred texts と訳しているが、真意不明。true の誤植であろう。

^{vi} 渡瀬信彦訳を挙げておく。「いつも正しい生き方(ダルマ)を旗印として掲げているが、〔その実〕貪欲で、偽善的で、世間を欺き、殺生し、誰彼の別なく中傷する者を「猫のように振る舞う者」と知るべし。」【渡瀬：2013, 158】

- vii テクストの *saṃśayātmana* を *saṃśayātmanah* に修正。参考：Radhakrishnan, S, *The Bhagavadgītā*, 1948. P. 172.
- viii 上村勝彦訳は、「疑心ある人には、この世界も、他の世界も、また幸福もない。」とし、その訳注で、「他の世界」を解脱、「幸福」を解脱における欲び（真の幸福）と解釈している。【上村：1992, 55; 165】
- ix *Prabhāsakhaṇḍa* は *Skandapurāṇa* 第7巻。インド西部のグジャラート地方やサウラーシュトラ地方の聖地の縁起などを説く。
- x 妊娠に適する時期 (*ṛtukāla*) および交わりを避けるべき日についての規定は、『マヌ法典』3. 45-50 参照のこと。【渡瀬：2013, 91-92】
- xi *Revākhaṇḍa* は *Skandapurāṇa* 第5巻 *Āvāntyakhaṇḍa* の第3章。インド中部マディヤ・プラデーシュ州レーヴァー（現在の現地の発音はレーワー）地方の聖地について説く。
- xii テクストの *kūmapurāṇa* を *kūmapurāṇe* に修正。
- xiii サンディヤー (*sandhyā*) とは、「接合」(*sandhi*) の派生語で、昼と夜の接合時である薄明時と薄暮時および太陽が真南にくる南中、あるいはその時間に行われる太陽礼拝を意味する。朝のサンディヤーは、日昇前の明るくなり始めたときから太陽が地平線の上まで昇りきるまで、夜のサンディヤーは、太陽が地平線に接してから没しきって星が見えるようになるまで、と言われる。再生族は毎日サンディヤーの礼拝をしなくてはならないとされるが（『マヌ法典』2. 101-102）、祖先祭祀（祖霊祭）を行うことは禁じられている。『マヌ法典』3. 280 には次のように説かれている。「夜に祖霊祭をしてはならない。夜はラクシャスのものと言われる。また〔朝と夕の〕両サンディヤーのとき、および太陽が昇りきったばかりのとき〔も行なってはならない。〕」【渡瀬：2013, 127】
- xiv 「出産に由来する不浄を持つ者」(*sūtakin*) とは、子供の出産あるいは流産にともなう不浄 (*sūtaka*) を持つ者のことである。『マヌ法典』5. 62bcd には、「誕生によって引き起こされる汚れは母と父が有する。〔あるいは〕誕生による汚れは母のみが有し、父は沐浴によって清浄となる。」とある。【渡瀬：2013, 179】
- xv 祖先祭祀 (*śrāddha*) については、【宮本：2013, 1-24】、【虫賀：2014, pp. 7-25】参照。
- xvi 「アグニ」以下は文意不明。Salomon はこの部分を訳していない。
- xvii ほかの道は険しくて辿れそうもないなどの理由で、今の道を進むしかない場合、汚れはないということである。
- xviii 第107偈に次のように説かれている。(p. 25)
- ardham tīrthaphalam tasya yah prasaṅgena gacchati,*
śodaśāṃśam sa labhaate yah parārthena gacchati.
- 偶然に〔聖地に〕行った者には、〔本来の〕聖地の功德の半分が得られ、他人のために行った者（代参）には十六分の一が得られる。
- xix ‘*prāyaścitta*’ の訳語として、かつては「贖罪」という語がよく使われていた。『マヌ法典』の訳者である渡瀬氏も中公文庫版 (p. 368ff.) ではこの訳語を当てていたが、平凡社の東洋文庫版では「罪の除去」と改訳している (p. 390ff.)。その理由が第11章44偈の訳注 (pp. 491-492) に述べられているが、要約すると、罪は汚れと同一視され、しかも実体視されるもので、罪の清めとは実態である罪の汚れを取り除くことである。それゆえ、決して罪を「贖う」ことではない、とする。さらに、渡瀬氏の解説には述べられていないが、「贖罪」という言葉はキリスト教の観念と強く結びついていることもあるので、本稿では渡瀬氏にならって「罪の除去」という訳語を用いる。
- xx 一般的に聖地巡礼の出発時には、聖水で口を漱ぎ、儀礼僧の前で誓願を立てる。【宮本：2003, 156】目的地的に到達せずに帰宅することは、誓願を破ることになる。
- xxi テクストの *kārya* を *kāryam* に修正。
- xxii ‘*karmanāśā*’ は *karmanāśa*（業の消滅）の女性形。川の名前は大多数が女性形である。この文脈では、この川に行き当たることは不吉のようなので、「業の消滅」とは業の功德の消滅、すなわち破滅を意味すると考えられる。
- Salomon が以下のような脚注をつけている。
- 「*karmanāśā*（現在の *Karmanas*）川はビハール州の Bhojpur（以前の *Shahabad*）District とウッタルプラデーシュ州の *Mirzapur District* を通って南から北へ流れ、*Chausa* のそばでガンジス川の右岸に入る。それゆえ、もし *Benares* に向かう東方の人や *Gayā* に向かう西方の人がその渡河を避けようとするならば、*karmanāśā* との合流点を過ぎたあたりのガンジス川を船で渡るか、合流点の北まで陸路で行くしかないであろう。
- The *Bābur-Nāma* (Annette Susannah Beveridge 訳, London, 1922, vol. II pp. 659-60) はナーラーヤナ・バッタの見解に反して、実際に行われていたことは次のようであったと言う。『〔*karmanāśā* の〕水に関して、ヒンドゥー教徒たちは細心の注意を払っている。彼らは渡河せず、ガンジスに沿って船でその河口を通り過ぎるのである。』西紀1529年に書かれたこの報告は、『トリスタリーセトゥ』とほぼ同年代のものである。』
- xxiii *karmanāśā* の水に触れることは何らかの意味で禁忌であるが、*karatoyā* の水に触れる慣習があるという傍証が挙げられる。
- xxiv ‘*asvamedha*’ とは、古代インドにおけるもっとも重要な王権儀礼で、「馬犠牲祭」、「馬祀祭」と訳される。この儀礼にはさまざまな要素があり、一般的な儀式構造さえ捉えがたいが、王が王権を誇示あるいは強固にしようとしたり、王子が即位式にあたって国土の確定あるいは拡大を目的とし、1年間馬を放って巡った土地の所有権を主張することが基本となっている。
- 第201偈と第202偈で「アシュヴァメダが得られる」という文があり、Salomon も ‘(the benefit of) an

aśvamedha' 「アシュヴァメーダ (の果報)」、すなわち、アシュヴァメーダ儀礼で得られるのと同様の果報が得られる、と解釈しているが、その果報が何なのかは不明である。

アシュヴァメーダに関しては、現在、手嶋英貴氏による儀礼、思想、文学の3方面からの総合的研究が進んでいる。科学研究費研究成果報告書「王権祭式アシュヴァメーダの総合的研究：儀礼・思想・文学を横断する文化現象の解明」

(<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-23520074/23520074scika.pdf>)に手嶋氏の業績の一端が伺える。

《キーワード》

トリスタリーセートウ、ナーラーヤナ・バッタ、ヒンドゥー教、聖地、巡礼